

管理 一 下	要望事項 (事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置 の 分類	措置 の 内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置 分類」 の見直し	「措置 内容」 の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	プロジェ クト名	管理 案 事 項 番 号	提案主 体名	都道府 県	制度の所管・ 関係府庁		
0 8 0 0 0 1 0	保育士資格を有する者に対する幼稚園教員資格認定試験科目の一部免除	教育職員免許法第16条の2 教育職員免許法施行規則第61条の2 教員資格認定試験規程第4条第2項 平成19年度幼稚園教員資格認定試験実施要領	幼稚園教員資格認定試験の実施の方法については、文部科学大臣が定める試験の実施要領によるものとなっています。	保育士資格を有する者に対しては、幼稚園教諭資格認定試験科目のうち、「教育原理」「発達心理学」「保育内容」の3科目を免除する。	幼保一元化の流れを受け「認定子ども園」は一貫した保育・教育を実施するものとして保護者から一定の評価を得ているが、その運営より効果的に行うためには、保育士と幼稚園教諭の両資格を有する者による職務遂行が望ましい。よって、両資格の取得を促進するため、保育士資格を有する者に対する幼稚園教諭認定試験の一部免除を行う。なお、幼稚園教諭免許を有する者に対しては、保育士試験科目の一部免除が既に行われており、試験科目の一部免除措置のバランスを保つまでも、本措置は望ましい。	C	—	国としては、幼稚園と保育所の連携を一層促進する観点から、平成17年度より、保育士資格を有する者に対して幼稚園教員資格認定試験制度を創設し、従来の大学等における養成に加えて、試験により免許を取得できるようにしたところです。 しかしながら、そもそも幼稚園教諭免許と保育士資格については、満3歳からの子どもを対象に1日4時間を標準とした教育を行う学校である幼稚園と、保護者の就労等の事情により保育に欠ける0歳からの子どもを対象に1日原則8時間の保育を行う児童福祉施設である保育所という施設設の目的・役割の違いを踏まえたものとなっています。 特に、幼稚園教諭免許保有者は、教職の意義及び幼児理解に関する知識等を有し、適切に教育課程を編成して満3歳からの子どもの指導に当たる能力を有することが求められています。 このため、本試験では、幼稚園教諭免許取得に必要な専門的事項(教職の意義や教育の基礎理論、教育課程や指導法、教育相談等に関する内容)を、「教職に関する科目(Ⅰ)～(Ⅲ)」及び「指導案の作成に関する試験」の中で包括的に問うこととしています。 このように、幼稚園教諭免許と保育士資格については、求められる能力が異なるほか、本試験には保育士試験にある「発達心理学」「教育原理」「保育実習理論」等の科目区分がないため、「教育原理」「発達心理学」「保育内容」の3科目を免除することは困難です。	右の提案主体からの意見を踏まえ、保育士試験において免除されている科目に係る分野から出題をしない方法はないのか検討し回答された。	C	—	保育士試験は、大学・短大の卒業等から児童福祉施設等での勤務経験を有する中学校卒業まで、様々な学習歴・勤務経験を有する者が受験できる仕組みとなっています。一方、幼稚園教員資格認定試験は、規制改革推進3か年計画を踏まえ、幼稚園と保育所の連携を一層促進する観点から、教員免許状授与の特例として実施しているものであり、その受験資格は、大学等で教職課程を履修しなかった満20歳以上の高等学校卒業等で、かつ、「保育士」として3年以上の在職経験を有する者に限定しています。 「幼稚園教員資格認定試験の合格者は、当該科目において所定のレベル以上にあるため、保育士試験を受ける際は当該科目が免除される」とのご主張と報じますが、同認定試験の合格者はすべてに保育士資格を有している者であるので、保育士試験を改めて受験する必要はなく、したがって、当該合格者が保育士試験の免除制度を受けられるとの趣旨のご意見は当たらないと思います。 「幼稚園教員資格認定試験は、上述のとおり保育士資格を有する者に受験資格を限定しているため、保育士資格を有することをもって本試験の試験科目の一部を免除するといった場合、全受験者が免除対象となり、当該免除に係る分野を試験で課す必要性はなくなります。以上のことから、幼稚園教員資格認定試験では、免除制度を設けることはできませんが、出題に当たっては、ご指摘の趣旨も踏まえ、幼稚園教諭に求められる資質を判定するために絞った出題内容となるよう、今後ともその精選に取り組みまいります。							1 0 5 7 0 1 0	社団法人 日本人 ビジネス 協議会 連合会	東京都	文部科学省
0 8 0 0 0 2 0	新構造中学校開設	—	—	就職を前提とした中学校の開設	現在、小学校を卒業すれば自動的に、全員が中学校へ、進学するようになっている。しかし、中には、小学校の教科内容を理解できていない児童もいる、と思われる。そうして、そのまま中学校へ進学し、受験競争へと巻き込まれる。このため、いじめも、起こり易い。そこで、就職を前提とした教育を実施する中学校を新たに開設することで、このような状況を改善したい。この学校の卒業生が、派遣社員やパートの占める比率が、正社員の1割以下の企業や、中卒社員の受入体制を整えている企業に採用されれば、卒業生の純粋な能力を伸ばしていくことができるものと考えられる。	E	—	小・中学校において行われる教育の内容については、教育基本法第5条第2項に規定される目的を実現するため、学校教育法第21条において定められている各目標(学校内外における社会的活動を促進し、自主、自律及び協同の精神、規範意識、公正な判断力並びに公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと、学校内外における自然体験活動を促進し、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと、我が国と郷土の現状と歴史について、正しい理解に導くこと、等)を達成するよう行うものと定められています。その中では10号「職業についての基礎的な知識と技能、勤労を重んずる態度及び個性に応じて将来の進路を選択する能力を養うこと」もあり、中学校において、職業に関する基礎的な知識や、キャリア形成に対する意識等を養うことと定められています。 今回ご提案いただいた「就職を前提とした教育を実施する中学校」については、 ・義務教育については就職に限らず本人の希望と応じた多様な進路に対応できるように普通教育を行うこととなり、学校全体として特定の進路のみを前提にすることは妥当ではないこと ・現状としても、中学校卒業生の約98%が高等学校へ進学していることから、生徒にもそのような一歩は無いと考えられます。 なお、小学校の教科内容を理解していない生徒がいないかのご指摘については、現在公立小学校においては約8割で習熟度別授業が実施されており、文部科学省としては今後とも、習熟度別指導の実施等により、すべての子どもたちに確かな学力を身につけてまいりたいと考えています。 また、中学校においては「その他特に必要な教科」を設定することが可能となっており、個々の生徒の希望を踏まえ就職を意図した教科を設定することも可能です。		E	—					1 0 0 2 0 1 0	個人	三重県	文部科学省			
0 8 0 0 0 0 0	通級指導教室設置要件の緩和	学校教育法施行規則第73条の21 学校教育法施行規則第73条の22	通級による指導は、児童生徒の障害に応じた指導を小・中学校の教育課程に位置づけて、学校教育の一環として実施される必要があります。基本的には学校に必要な設備等を整備して実施されることとなります。	深谷市立教育研究所内に通級指導教室として公立小・中学校の分教室を常態として設置する。教育研究所内に設置するがあくまで独立した施設として位置付ける。 提案理由 発達障害を抱え通常の学級で授業を受けている児童生徒に対して、情緒の安定や、聞かせと音楽の学習を通級指導教室において指導することは重要である。しかし、特に小学校高学年や中学生など授業時間に、他校へ通級することをためらう児童生徒は多数いる。その児童生徒を受け入れるためには、心理的障害を取り除く必要がある。そこで、通級指導教室を学校外に設置し、しかも、多数の児童生徒への対応をするためには、常態として設置する必要がある。このことにより他校へ通級することをためらう児童生徒に対して門戸を開くことになる。また、分教室に配置された教員は通級指導教室が教育研究所内に設置されることになるが、教育研究所の職務は一切行わない。分教室に配置された教員は、当然のこととして所属校の校長の管理を受けることになるので、所属校の1職員会議への出席2校長による勤務実績の管理3教育課程の管理等、学校への所属を明確にするような処置を講じる。	深谷市立教育研究所内に通級指導教室として公立小・中学校の分教室を設置する。	D	—	分教室も学校の一部であり、児童生徒の通学時間を考慮して「通級指導教室」として活用して通級による指導を行うことも、現行制度において可能です。 なお、その際には、分教室も学校の一部である以上、当該指導が最終的に校長が責任を取り得る体制の中で行われることが必要であり、したがって、当該「通級指導教室」が校長の管理の下に適切に運営される必要があることは当然です。		D	—						1 0 0 3 0 0 1 0	深谷市	埼玉県	文部科学省		
0 8 0 0 4 4 0	地方公務員の高齢者部分休業への短時間勤務職員並立任用の導入	地方公務員法第26条の3 地方公務員の育児休業等に関する法律第13条	1週間当たりの通常の勤務時間の1/2の時間(通常週20時間)勤務する育児短時間勤務職員については、2人で同一の職を占めることを可能としています(地方公務員の育児休業等に関する法律第13条)。 (なお、並立任用は育児短時間勤務職員にのみ認められています。)	地方公務員の高齢者部分休業は、1週間を通じて20時間以内で取得可能であるが、教員については、この高齢者部分休業においても、育児休業法における育児短時間勤務職員の並立任用と同様の制度を創設し、同一の職に二人の任用(並立任用)を可能とする。	*学校においては、20代の若手教員、30代、40代の中堅教員、50代の熟練教師がバランスよく配置されることが、世代間における知識経験の継承が可能であり、また、児童生徒にとっても多様な世代の教師に触れることが望ましい。 *秋田県教育委員会の教員の年齢構成は別紙1のとおり、40代が多く、20代が極端に少なく、年齢構成がアンバランスになっている。 *少子化の進展、学校の統廃合等により教職員定数が減少しており、平成21年度からは4年間程度、小中学校における採用者が0となる見込みである。 *このまま推移すれば学校現場の教員のほとんどが40代、50代となり、若手教員がほとんどいない状況になる。 *若手教員の採用者数を増やすため、週20時間勤務の短時間勤務職員2名を同一の職に並立任用することにより1名の若手教員の採用枠が確保できる。 *以上のように、育児休業法と同様に高齢者部分休業においても並立任用を可能とする制度創設を提案するものである。	E	I	ご提案は教員を対象とした内容となっていますが、本件の対応の可否については、地方公務員制度に関する検討を要するものであり、まずは総務省の回答をご参照いただきますようお願いいたします。		E	I						1 0 9 4 0 0 1 0	若手教員採用による学校活性化	秋田県	秋田県	総務省 文部科学省	
0 8 0 0 5 0	地方公務員の高齢者部分休業の取得可能な年齢の下限引き下げ	地方公務員法第26条の3 地方公務員の育児休業等に関する法律第13条	定年退職日から5年を超えない範囲内において条例で定める期間満了日の後、職員が希望する日から定年退職日まで期間、勤務時間の一部について勤務しないことが可能となっています(高齢者部分休業、地方公務員法第26条の3)。	高齢者部分休業における短時間勤務職員による並立任用制度の導入を前提として、教員については、その対象者を拡大するため、高齢者部分休業の取得可能な年齢の下限を現行の55歳から50歳に引き下げる。	*学校においては、20代の若手教員、30代、40代の中堅教員、50代の熟練教師がバランスよく配置されることが、世代間における知識経験の継承が可能であり、また、児童生徒にとっても多様な世代の教師に触れることが望ましい。 *秋田県教育委員会の教員の年齢構成は別紙1のとおり、40代が多く、20代が極端に少なく、年齢構成がアンバランスになっている。 *少子化の進展、学校の統廃合等により教職員定数が減少しており、平成21年度からは4年間程度、小中学校における採用者が0となる見込みである。 *このまま推移すれば学校現場の教員のほとんどが40代、50代となり、若手教員がほとんどいない状況になる。 *若手教員の採用者数を増やすため、週20時間勤務の短時間勤務職員2名を同一の職に並立任用することにより1名の若手教員の採用枠が確保できる。 *以上のように、育児休業法と同様に高齢者部分休業においても並立任用を可能とする制度創設を前提としつつ、並立任用対象者を拡大するために、高齢者部分休業の取得可能な年齢を55歳から50歳に引き下げを提案するものである。	E	I	ご提案は教員を対象とした内容となっていますが、本件の対応の可否については、地方公務員制度に関する検討を要するものであり、まずは総務省の回答をご参照いただきますようお願いいたします。		E	I						1 0 9 4 0 2 0	若手教員採用による学校活性化	秋田県	秋田県	総務省 文部科学省	



管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	プロジェクト名	管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係官庁		
0801000	独立行政法人(国立大学法人)による余剰金の運用方法の拡大	独立行政法人通則法第47条 国立大学法人法第35条 国立大学法人及び大学共同利用機関法人が寄附及びライセンス対して株式を取得する場合の取扱いについて(平成17年3月29日付16文科高第1012号)	国立大学法人の余剰金の運用方法については、①国債、地方債、政府保証その他の主務大臣の指定する有価証券、②銀行その他の主務大臣の指定する金融機関への預金又は郵便貯金、③信託業務を営む金融機関への金銭信託となっています(国立大学法人通則法第47条)。 なお、現行制度において、国立大学法人が寄附及び特許等の譲渡又は実施権の授受等の対価により株式及びストックオプションを取得することは可能となっています(平成17年3月29日付16文科高第1012号)。 ※国立大学法人の出資に関する制度(国立大学法人による出資の対象の拡大)の回答を参照ください。	国立大学法人が当該国立大学における研究活動等の成果であって、地域の再生や新しい地域産業の創出につながるものを利用する事業に出資する場合、当該国立大学と共同で研究、事業を行う民間企業から寄附を受けた場合等については、法第47条各号に定められるものの外、株式等によっても効力的に運用できることとする。	地域に密着した大学の役割という観点から、地域の再生等につながる研究成果を活用する事業であっても出資ができないこととするのは妥当ではない。また、充実した研究環境の整備のために安定した財源の確保が不可欠であり、これを自ら行った研究の成果により行うことは国立大学法人設置の目的からしても妥当であり、そうした活動を行う国立大学法人に対する民間企業からの寄附についても、研究環境を充実させる目的で行われたものであるから、その目的の範囲を逸脱しない限り、できる限り自由な形態での運用を認めるべきである。そこで、国立大学を地域再生等のコンシ、地域の新産業のインキュベーターとして位置づけ、学部、学科、研究室等にたわわに国立大学としての総合力を発揮して、地域再生に係る事業等を、民間事業者との共同出資による株式会社等の設置、民間事業者が行う事業への出資等を通じて効果的に推進し、地域における新産業集積の形成、地域企業の生産性及び地域成長力の向上による我が国全体の成長力の加速につなげることにし、寄附の株式等による運用も含め、国立大学法人の安定した財源の確保による研究環境の充実を図るものである。本件については、前回も提案を行い、文部科学省から「国立大学法人の余剰金の運用方法の拡大については、教育再生会議第二次報告の提言に盛り込まれた民間寄附金の投資信託への運用など、その対象範囲のほか、業務の安定的運営を担保するための条件等について検討中です。」との回答があったところである。そこで、今回はそれらを踏まえ、対象範囲、業務の安定的運営を担保するための条件等についても、別添補足資料2とおし具体的な提案を行う。	C	—	独立行政法人は、「国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確保に実施されることが必要な事務及び事業」を担うべき法人であり、国からその業務の財源に充てるための財源の確保が譲られることから、業務を安定的に運営することに対する要請は高く、投機的な金融取引による投資リスクを負ってまで収益を獲得することが要求されるわけではないと考えられています。このため、独立行政法人通則法第47条の規定によって余剰金の運用もいわゆる安全資産に限定することとされ、国立大学法人についても、国立大学法人法第35条において当該規定を準用することにより、同様の取扱いとしています。 ご提案主体からお示しいただいた対象範囲や業務の安定的運営を担保するための条件等については、国立大学法人の「本来業務及びそれに附帯する業務に係るもの」として整理できるかどうかについて、より具体的に検討する必要がありますことや、元本保証のない金融商品での運用を容認するだけの担保の仕組みが必要であることとから、今後とも十分な検討が必要であり、現段階では、直ちに余剰金の運用方法を拡大することは困難であると考えています。 国立大学法人の余剰金の運用方法の拡大については、教育再生会議第二次報告(平成19年4月1日)の提言に盛り込まれた民間寄附金の投資信託への運用など、その対象範囲のほか、業務の安定的運営を担保するための条件等について引き続き検討中です。ご提案の内容の取扱いについては、文部科学省として、必要に応じて、ご提案主体とも意見交換していきたく考えています。 ※地域への再生等につながる研究成果を活用する事業への出資については、管理コード080090「国立大学法人による出資の対象の拡大」の検討要請に対する回答を参照ください。	右の提案主体の意見について回答された。また、引き続き検討中とのことであるが、具体的な検討スケジュールを示すことはできないが、検討し回答された。	—	—	元本保証のない金融商品での運用を容認するだけの担保の仕組みや、業務の安定的運営を担保するための条件等については、運用の確力に伴い、公的資金に係る資産が減じることがないような仕組みを整備するとともに、運用の程度についても、国立大学法人の公共的性格にかんがみ、リスクが高い金融商品にまで拡大することは避ける必要があると考えています。ご提案の内容の取扱いについては、文部科学省として、必要に応じて、ご提案主体とも意見交換していきたくと考えています。	—	—	—	—	—	—	1 0 8 5 0 3 0	(株)三井物産 研究所	東京都	総務省 文部科学省
0801000	医学部入定員要件の緩和	・閣議決定(「今後における行政改革の具体化策について」(昭和57年9月)、「財政構造改革の推進について」(平成9年6月)) ・「医師の需給に関する検討会報告書」(平成18年7月28日) 医師の需給に関する検討会) ・総務・財務・文部科学・厚生労働の4大臣による合意(平成18年8月) ・新医師確保総合対策(平成18年8月31日) 地域医療に関する関係府庁連絡会議) ・緊急医師確保対策(平成19年5月31日) 政府・与党) ・「緊急医師確保対策」に関する取組について(平成19年5月30日) 地域医療に関する関係府庁連絡会議)	・引き続き医学部定員の削減に取り組むこととされています。 ・医師不足が特に深刻と認められる10県において、平成20年度から最大10年に限り10名を限度として医師養成数の増を認めることとされています。 ・全都道府県において、平成21年度から最大9年に限り5名を限度(北海道については15名)として医師養成数の増を認めることとされています。	「医師の需給に関する検討会報告書」(平成18年7月28日)の内容を踏まえ、人口に比して国立大学医学部等の定員が少ない県に対して、定員の暫定的な調整を容認し、現定員とは別枠の定員を認める。	(実施内容) 県が養成するべき地医師従事を義務づける医師については、現定員とは別枠の定員とすることにより、へき地における医師不足の解消を目指す。 具体的には、国立大学医学部等において、大学が入学許可した者に対し、県内のへき地における医師従事を前提とした修学資金の貸与を行い、大学卒業後、県の指定する医療機関で一定期間勤務すれば修学資金返還を免除することとし、その対象者については、大学の現定員を増やすことにより対応する。なお、本県の2次保健医療圏内では、北播磨、西播磨、但馬、丹波、淡路地域が当該基準を満たすことになり、増員した医師は当該地域の医療機関へ派遣する。(提案理由) 平成16年の人口100万人当たりの医学部定員は全国平均59.7人に対して本県は35.9人(全国41位)と非常に低位にあり、本県のように県域が広く、都市部とへき地が混在している県においては、現行の国の基準では大学の定員増は認められず、本県における医師不足を解消することができないため。	D	—	本年5月に政府・与党が一体となって取りまとめた「緊急医師確保対策」に基づき、全都道府県において、都道府県が奨学金を設定するなど、一定の条件を満たした場合、将来の医師の養成を前倒しすると趣旨の下、現行の当該県内の医師の養成数に5名を上限に上乗せする暫定的な調整の計画を容認することとします。	右の提案主体の意見を踏まえて回答された。	—	—	—	本年5月に政府・与党が一体となって取りまとめた「緊急医師確保対策」に基づき、全都道府県において、都道府県が奨学金を設定するなど、一定の条件を満たした場合、将来の医師の養成を前倒しすると趣旨の下、現行の当該県内の医師の養成数に5名を上限に上乗せする暫定的な調整の計画を容認することとします。	—	—	右の提案主体の意見を踏まえ、回答された。	—	1 0 9 3 0 4 0	兵庫県 兵庫県	文部科学省 厚生労働省		
0801000	医学部入定員要件の緩和	・閣議決定(「今後における行政改革の具体化策について」(昭和57年9月)、「財政構造改革の推進について」(平成9年6月)) ・「医師の需給に関する検討会報告書」(平成18年7月28日) 医師の需給に関する検討会) ・総務・財務・文部科学・厚生労働の4大臣による合意(平成18年8月) ・新医師確保総合対策(平成18年8月31日) 地域医療に関する関係府庁連絡会議) ・緊急医師確保対策(平成19年5月31日) 政府・与党) ・「緊急医師確保対策」に関する取組について(平成19年8月30日) 地域医療に関する関係府庁連絡会議)	・引き続き医学部定員の削減に取り組むこととされています。 ・医師不足が特に深刻と認められる10県において、平成21年度から最大9年に限り5名を限度(北海道については15名)として医師養成数の増を認めることとされています。	新医師確保総合対策での大学医学部定員増の基準を2次保健医療圏毎に算定し、基準を満たす地域に新たに派遣する医師については、現定員とは別枠の定員を認める。	(実施内容) 県が養成するべき地医師従事を義務づける医師については、現定員とは別枠の定員とすることにより、へき地における医師不足の解消を目指す。 具体的には、国立大学医学部等において、大学が入学許可した者に対し、県内のへき地における医師従事を前提とした修学資金の貸与を行い、大学卒業後、県の指定する医療機関で一定期間勤務すれば修学資金返還を免除することとし、その対象者については、大学の現定員を増やすことにより対応する。なお、本県の2次保健医療圏内では、北播磨、西播磨、但馬、丹波、淡路地域が当該基準を満たすことになり、増員した医師は当該地域の医療機関へ派遣する。(提案理由) 本県のように県域が広く、都市部とへき地が混在している県においては、現行の国の基準では大学の定員増は認められず、本県における医師不足を解消することができないため。	D	—	本年5月に政府・与党が一体となって取りまとめた「緊急医師確保対策」に基づき、全都道府県において、都道府県が奨学金を設定するなど、一定の条件を満たした場合、将来の医師の養成を前倒しすると趣旨の下、現行の当該県内の医師の養成数に5名を上限に上乗せする暫定的な調整の計画を容認することとします。	右の提案主体の意見を踏まえて回答された。	—	—	—	本年5月に政府・与党が一体となって取りまとめた「緊急医師確保対策」に基づき、全都道府県において、都道府県が奨学金を設定するなど、一定の条件を満たした場合、将来の医師の養成を前倒しすると趣旨の下、現行の当該県内の医師の養成数に5名を上限に上乗せする暫定的な調整の計画を容認することとします。	—	—	右の提案主体の意見を踏まえ、回答された。	—	1 0 9 3 0 5 0	兵庫県 兵庫県	文部科学省 厚生労働省		
0801000	ボランティア活動による大学での単位取得	大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)第19条、第21条第1項、同条第2項、第25条第1項	大学設置基準第1項において、授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとされています。また、実習については30時間から45時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって1単位とされています。	◆実施内容 各学生が地域の公共機関・施設を通じたボランティア活動を行い、活動報告を大学に提出し、一定の基準を満たした学生に対し、単位を認定する。本授業においては担当教員は専任者。縦/横/ナにより、学生の活動に対し評価を行い、その評価に基づき単位認定を行う。(縦/横/ナ作成の単位認定基準等詳細は添付資料参照)。 ◆提案理由 少子化、少子化・核家族化等により、地域教育の重要性が叫ばれている。現在、大学設置基準第29条の規定により、大学において、各学生によるボランティアの活動実績・報告による単位取得を可能にする。	◆実施内容 各学生が地域の公共機関・施設を通じたボランティア活動を行い、活動報告を大学に提出し、一定の基準を満たした学生に対し、単位を認定する。本授業においては担当教員は専任者。縦/横/ナにより、学生の活動に対し評価を行い、その評価に基づき単位認定を行う。(縦/横/ナ作成の単位認定基準等詳細は添付資料参照)。 ◆提案理由 少子化、少子化・核家族化等により、地域教育の重要性が叫ばれている。現在、大学設置基準第29条の規定により、大学において、各学生によるボランティアの活動実績・報告による単位取得を可能にする。	C	—	大学のカリキュラムは、各大学が定める人材養成上の目的にそって各大学自らが体系的に編成することが必要です。 ボランティア活動を取り入れた授業科目を開設する場合についても、当該大学の人材養成上の目的を踏まえ、当該授業を通じてどのような能力を育成することを旨とするのか明かにした上で、 ① 授業の内容、方法、実施計画、成績評価基準及び当該教育施設等との役割分担等の必要な事項を協定書に定めている ② 大学の授業担当教員の各授業時間ごとの指導計画の下に実施されている ③ 大学の授業担当教員が当該授業の実施状況を十分に把握している ④ 大学の授業担当教員による成績評価が行われる など、当該大学が主体性と責任を持って、当該大学の授業として適切に位置付けて行われることが必要です。 このような位置付けのない単なる社会経験や実務経験に対して単位を授与することは、単位や学位の国際的な通用性の観点から、特区においても対応することは困難です。 なお、授業科目としてではなく、学生が主体的にボランティア活動に参加するための機会を提供する観点から、左記のようなあっせん、仲介事業を行うことは現在でも可能です。	貴省回答に示されている要件を満たせば、ボランティア活動のみを大学の授業に位置付けることは可能か回答された。	—	—	—	ボランティア活動を取り入れた授業科目を大学の授業として適切に位置付けて行うためには、通常は当該授業科目の目的やその中のボランティア活動の位置付け等に関する事前・事後の指導や、ボランティア活動の実施状況を随時把握する等の取組が必要と考えます。 これらの要件を満たしていれば、大学の授業に位置付けることは可能です。なお、実際に取組を行うに際して、ご不明な点がございましたら、何なりとご相談ください。	—	—	ボランティア活動を授業科目として位置付ける方法、要件については理解したところであるが、提案者が本来意図している、担当教員を置かない形での単なる学外でのボランティア活動に対して単位認定することは不可能であるかと解ではないか。	—	1 0 3 0 0 1 0	横/ナ ナ シャーキーナビネット	東京都	文部科学省	

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の種類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の種類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	プロジェクト名	管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係官庁	
080140	地方自治体によるスポーツ振興投票の実施を可能に	スポーツ振興投票の実施に関する法律	スポーツ振興投票は、本来、外形的には刑法上の富くじ罪(第187条)等の構成要件に該当する行為です。しかし、スポーツ振興投票の実施等に関する法律において、スポーツ振興に必要な資金を得ることを目的として、施行主体、対象試合、実施方法、対象試合の開催主体、収益の使途、国会への報告、文部科学大臣の停止命令、罰則などが定められ、当該法律の公正かつ適切な運営が確保されることにより、刑法の特例として、その実施が認められています。	スポーツ振興投票は、現行では独立行政法人日本スポーツ振興センターのみが実施できることになっており、投票の対象はサッカーだけである。このスポーツ振興投票に、新たに地方自治体が投票対象を独自に定め、自ら実施する投票「地方自治スポーツ振興投票(仮称)」を含めることとする。地方自治体は、この投票による収益をスポーツ振興施策の費用に充てる。	地方自治体が、スポーツの振興に必要な資金を得るため、その住民に対してスポーツ振興投票を実施し、その収益をスポーツ施設の運営費やスポーツ行事の開催費等に充てる。投票の対象は、あらかじめ文部科学大臣が指定した公益法人が主催する特定スポーツの全国大会とし、複数ある中から自治体を選択する。当該自治体に住所を有する19歳以上の者が参加資格を有する。ただし、当該自治体に納付すべき税金を滞納している者は参加できない。投票券は、お金がある人が有利とならないように1人1枚しか購入できないこととする。私資金については、発当総額の50%相当額とするが、対等心をあおりすぎないように上限は100万円とする。その他投票ルール等の詳細は、自治体が条例で定める。また、自治体は、収益の使途等を明確するため、特別会計を設置しなければならない。この取組みに付随して、投票の対象となったスポーツの注目度アップによる普及、自治体独自の特色ある投票の実施による地域おこし、地方税滞納額の減少(投票に参加したいがために、滞納分を支払う滞納者はいるはずである。)などの効果も期待できる。詳細は、別紙を参照されたい。	C	I	スポーツ振興投票は、本来外形的には刑法上の富くじ罪(第187条)等の構成要件に該当する行為を、「スポーツ振興投票の実施等に関する法律」によって正当な行為と規定することにより、その実施が認められているものです。このため、このような刑法の特例については、国会においても慎重な検討が行われており、スポーツ振興投票の実施等に関する法律も議員立法により成立した経緯があります。ご提案いただいた地方自治スポーツ振興投票は、サッカー以外のスポーツ種目をくじの対象にするなど、ほとんどの条文において改正が必要となるものであり、現行のスポーツ振興投票制度と大きく異なるものです。このため、ご提案のようなくじが発売できるか否かの是非については、刑法との関係もあり、国民世論や地方公共団体の意向等を踏まえながら、国会で十分に議論されるべきものであり、特区とは馴染まない性質のものと考えます。なお、現行制度においても、スポーツ振興投票の売上金額の一部は、地方公共団体のスポーツ振興のために助成が行われています。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	C	I	スポーツ振興投票は、本来外形的には刑法上の富くじ罪(第187条)等の構成要件に該当する行為です。しかし、「スポーツ振興投票の実施等に関する法律」において、スポーツ振興に必要な資金を得ることを目的として、施行主体、対象試合、実施方法、対象試合の開催主体などが規定されることにより、刑法の特例として、その実施が限定的に認められているものです。前回もご回答させていただいたとおり、ご提案いただいた地方自治スポーツ振興投票は、サッカー以外の種目をくじの対象にするなど、現行のスポーツ振興投票制度と大きく異なるものであり、国会で十分に議論されるべきものであることから、特区とは馴染まない性質のものと考えます。なお、ご提案の目的となっている地方自治体のスポーツ振興への助成については、現行のスポーツ振興投票制度にもとづいて、今後とも対応してまいりたいと考えております。							個人	山口県	文部科学省
080150	カモシカ特区	文化財保護法第125条第1項	文化財保護法第125条第1項の規定により、史跡名勝天然記念物に関し、その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を得なければならないこととされている。	忌避剤と防護柵が設置されているに關らず、カモシカ個体数調整を実施できる特区の設置	(現状)カモシカなど野生鳥獣を保護し健全な森林を育成することは、自然環境を保全する上から極めて重要であるが、一方、林業振興を図る上で野生鳥獣による危害をできるだけ抑えることが求められている。カモシカの成育数の増加により森林被害は深刻となり、食害をできるだけ抑えることが求められている。現在、カモシカ保護の政策のもと、忌避剤塗布や防護柵設置による物理的、化学的防除方法により対策が実施されている。このため、個体数調整については、急峻な地形等により物理的に忌避剤塗布や防護柵設置が困難な地域のみ、頭取を限り実施されている。(現状の対策)忌避剤塗布防護柵個体数調整(現状の問題点)・被害対策を実施している箇所については、一定の効果が見られているが、その分、被害対策を実施していない新植造林地に被害が集中している。・被害拡大による林業経営意欲の低下(代替措置)・カモシカの食害被害者や有識者の意見を言える委員会等の設置	D	-	文化庁としては、カモシカの保護と農林業への被害の防止の両立を図るため、食害対策として、国庫補助により、忌避剤の塗布や防護柵の設置などへの支援を、地方公共団体に對して行っています。カモシカの個体数調整については、このような対策を実施しても被害が軽減されない場合であって、当該地域における農林業への被害状況、カモシカの生息状況等の科学的なデータに基づき申請に基づいて、文化財保護法による現状変更の許可をすかどうかを、専門家(文化審議会)の意見を踏まえて、文化庁長官が判断しています。(急峻な地形等により忌避剤の塗布や防護柵の設置が困難な地域のみで行っているものではありません。)なお、A市については、平成8年度以降、文化財保護法の許可を得た捕獲が行われています。		D	-						1126020	A市	その他	文部科学省環境省	